

令和5年度

第7回定例農業委員会会議録

令和5年10月20日 開催

令和5年10月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和5年度 第7回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第11号

令和5年度 第7回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和5年10月13日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和5年10月13日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和5年10月20日 午前 9時00分

閉会 令和5年10月20日 午前 9時45分 (会期1日)

第1日目 (10月20日)

出席委員 17名

1番 中添 文彦

8番 笹川 武義

2番 谷本 利信

9番 井脇 弘幸

16番 渡辺 玲子

3番 三好 直樹

10番 長尾 清

17番 大野 政則

4番 國重 義廣

11番 川西 正廣

18番 藤重 英子

12番 藤滝 健造

19番 丸尾 説男

6番 福家 範行

13番 三好 満

7番 佐藤 裕子

14番 三好 光春

農地利用最適化推進委員 1名参加

陶 福家 重夫

議事録署名委員

9番 井脇 弘幸 委員、10番 長尾 清 委員

欠席 5番 森 健人 委員、15番 滝川 廣男 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和 5 年 10 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業法第 18 条 7 項（農地利用配分計画の公告）について
- 第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 9 議案第 7 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 5 年 10 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 5 年度第 7 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いいたします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いいたします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いいたします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、5 番 森健人 委員、15 番 滝川廣男 委員の 2 名です。よって、農業委員出席者は、17 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、9 番 井脇弘幸 委員、10 番 長尾清 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

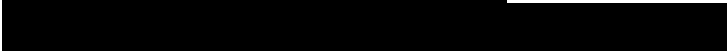
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明致します。今月は 4 件です。

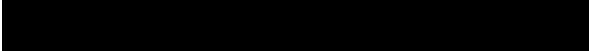
議案第 1 号-1

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 5 万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に在住し農地の処分を考えていたところ、経営規

模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 2,070 m²あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。また、集落営農法人へ貸し付けている面積が 6,605 m²ありますが、譲受人自身も組合員の一人として作業に従事しています。

取得後の営農計画としては、水稻を予定しております。

譲受人の農作業暦としては 30 年、農作業の従事日数は、200 日で、機械の所有状況については、トラクター、耕耘機を各 2 台、田植機、バインダー、ハーベスタ、トラックを各 1 台、農舎を 62.93 m²所有しており、今後コンバイン 1 台を導入する予定です。また、水稻の計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、0.2km、車で 1 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-2

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 無償譲渡
申請地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は町外に在住しており農地の処分を考えていたところ、親戚であり新規営農を考えている譲受人との間で意見が合致し申請に至ったものです。なお、農地の管理自体は利用権の設定はしていないもののこれまでも譲受人が実施しており、親戚間での話し合いの結果、譲受人が取得することで話がまとまったものです。

譲受人の経営面積は 0 m²ですが、本件申請地及び次の案件の申請地について管理を行っている経験があります。

取得後の営農計画としては、ブロッコリー、ナスなどの野菜を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、5 年で、年間 200 日の農作業従事を予定しております。機械の所有状況については、トラクター、トラックを各 1 台、農舎 50 m²を所有しております。また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、100m 以内、徒歩で 1 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-3

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 60 万円
申請地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は町外に在住しており農地の処分を考えていたところ、親戚であり新規営農を考えている譲受人との間で意見が合致し申請に至ったものです。なお、本件申請地についても前の案件と同じく、農地の管理自体は利用権の設定はしていないもののこれまでも譲受人が実施しておりました。

譲受人の経営面積は0㎡ですが、本件申請地及び前の案件の申請地について管理を行っている経験があります。

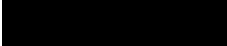
取得後の営農計画としては、野菜を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、5年で、年間200日の農作業従事を予定しております。機械の所有状況については、トラクター、トラックを各1台、農舎50㎡を所有しております。また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

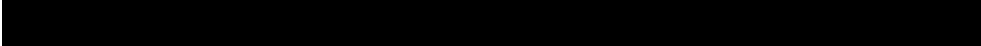
対象農地までの通作距離は、100m、徒歩で1分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。


以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-4

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額5万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に居住し土地の処分を考えていたところ、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。なお、本件申請地については、譲受人が利用権を設定し管理している農地であり、現耕作者による所有権の取得となります。

譲受人の経営面積は、自作地が2,410㎡、借入地が2,627㎡、合計5,037㎡あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されております。

取得後の営農計画としては、野菜を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、40年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター2台、耕耘機、管理機、軽トラックを各1台、農舎120㎡を所有しています。また、野菜の計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、500m、車で3分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 2 号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。今月は 1 件です。

議案第 2 号-1

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： 農道 74.61 m²

申請者：

用途： その他業務用地

施設の概要： 農地改良

申請事由： 切土等による農地改良（一時転用）

説明：【理由】 申請人は令和 4 年 11 月に 3 条許可を受け、本申請地においてオリーブ栽培を計画しております。取得した農地は、山林化した斜面が多く、耕作に支障があるため、切土等の造成工事による農地改良を計画したものです。

後ほど 5 条申請でも説明いたしますが、丘陵地の中央部分を、最大 22.88m の切土を行い、周辺部から 7～8m の高低差があるお盆型に造成し、平坦な農地を造成する計画であり、工事については自身が代表を務める、主として砂利採取業を営む法人が行うこととしております。

なお、切土の発生量や、搬出計画、工程表から、期間内に工事完了が可能と判断しております。また、造成後はオリーブの栽培を計画しています。

【資金】 造成費 50 万円、建築費 0 万円

自己資金 50 万円、借入金 0 万円 計 50 万円

【期間】 令和 5 年 11 月 20 日～令和 8 年 11 月 19 日（3 年間）

【造成】 盛土 なし 切土 最大 H=22.88m

擁壁 なし 法面 1：1.2（高低差 7～8m）

【排水】 雨水：自然浸透

汚水：発生なし

【他法令許可】 関係部署と協議中

【水利】

【隣接同意】 該当なし

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 3 号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。今月は 1 件です。

議案第 3 号-1

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： 併用地（山林、農道） 3,746.46 m²

所有者：

借受人：

用途： その他業務用地

施設の概要： 貸事務所平屋建 1 棟 19.55 m²

申請事由： 花崗土採取による貸事務所及び資材置場用地造成

説明：【理由】 申請人は砂利採取業等を営む法人の代表者ですが、自身が所有する農地の改良を行うにあたり、相当量の切土を行う必要があることから、花崗土置場及び作業ヤード、現場事務所の設置場所を検討したところ、当該申請地が自身の農地に隣接し利便性も良く、山林に囲まれた縁辺部に位置し他の農地への影響が少ないこと、必要とする面積を確保できることから、選定いたしました。

このほど、地権者等との協議が整ったため、本申請に至ったものです。

なお、造成にあたり最大 20m ほどの切土が必要となることから、当初は花崗土採取を行い、その後事務所及び資材置場を設置する計画であり、自身が代表者を務める法人が工事を実施し、また、事務所及び資材置場はその法人へ貸し付けることとしております。

【資金】 土地代 14 万円、造成費 100 万円、建築費 200 万円

自己資金 314 万円、借入金 0 万円 計 314 万円

【期間】 令和 5 年 11 月 20 日～令和 8 年 11 月 19 日（3 年間）

【造成】 盛土 なし 切土 最大 H=21.31m

擁壁 なし 法面 1：1.2

【排水】 雨水：溜枡を設置し隣接水路に放流

汚水：発生なし

【他法令許可】 関係部署と協議中

【水利】

【隣接同意】 該当なし

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第4号案件について、説明します。

P.4をご覧ください。先に権利種別：所有権移転について説明します。

この案件は、[]の代表である[]が譲渡人から農地を買い受け、香川県農地機構を通じて[]へ貸し付けるものです。所有権移転後[]へ貸し付けることから、例外的に基盤強化法第19条による所有権移転の申請となっています。

所在：

譲渡人：

借受人：

売買価格： 150,000円

続きましてP.5～P.6をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 3件 合計 16,124㎡

内訳

新規契約： 2～3件 2件 8,884㎡

更新契約： 4番 1件 7,240㎡

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第4号についてご質問はございませんか。

谷本

[]の耕作農地の管理状況が思わしくない。稲刈りがされていない田もあり、雑草の草丈がかなり高くなっている農地もある。事務局も確認を。

事務局

以前にも草管理で話をしたことがありますので、再度注意いたします。

議長

他に質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第5号、機構が中間管理権を有する農地の貸借権移転です。

P.7からP.29をご覧ください。経営の法人化に伴い、借受人を個人から法人へ変更するものであり、件数は46件、合計面積は112,643㎡です。

案件第1号から第43号については、現契約の借受人、[]から、[]に貸借権を移転するものです。なお、賃料及び貸付期限はそれぞれ現契約を引き継ぐこととなり、移転の始期はR5.12.1開始、対象面積は106,811㎡となります。

続いて案件第 44 号・第 45 号については、現契約の借受人、 から、
 に貸借権を移転するものです。賃料及び貸付期限は現契約を引き継ぎ、また、移転の始期
は R5.12.1 開始、対象面積は 5,832 m²となります。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 5 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 6 号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第 6 号、農地機構を通じた利用権設定です。P.30～P.44 をご覧ください。

契約件数： 30 件 合計 75,884 m²

新規契約： 19～20 番、22 番～25 番、28 番～30 番 9 件 18,971 m²

更新、再貸付契約： 1 番～18 番、21 番、26 番～27 番 21 件 56,913 m²

変更契約： なし

貸付先としましては、1 番～2 番を へ、3 番～12 番を へ、
13 番～18 番を へ、19 番～20 番を へ、21 番を
 へ、22 番を へ、23 番を へ、24 番を
 へ、25 番を へ、26 番～29 番を へ、30 番を へ
貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 6 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 7 号について事務局より説明を願います。

事務局

はい、農業経営改善計画の認定について説明します。

今月は、更新 2 件、新規 1 件の申請がありました。

議案第 7 号-1 (更新)

予定認定番号： 10-1-再 5 号

申請者：

住所：

生 (設立) 年月日：

作目・部門名：(R10 目標) 水稲、小麦、ブロッコリー

農業経営等に関する目標：(R10 目標)

水稲 1,380.0 a 62,100 kg (450 kg/10 a)

となっています。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第7号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今回は2件です。

報告1-1

賃貸人：

賃借人：

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地：

解約日：令和5年9月11日

引渡日：令和5年10月31日

説明：転用目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-2

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和5年9月27日

引渡日：令和5年11月30日

説明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

報告第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された議案第1号から議案第7号について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第7回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 9時45分

閉会